

## 令和2年度 第8回 邑南町教育委員会 会議録

1. 招集期日 令和2年8月25日(火)  
招集場所 元気館 健康指導室
2. 出席委員 土居教育長、高倉委員、森岡委員、服部委員、井上委員
3. 説明のため出席を求めた者及び参加者  
高瀬学校教育課長、大橋生涯学習課長、南原調整監
4. 会議録に署名すべき委員の指名  
井上委員、森岡委員

土居教育長：

### 日程第1

これより、第8回の邑南町教育委員会を開催いたします。

(9:30～)

### 日程第2

本日の教育委員会の会議録署名は、井上委員さん、森岡委員さんをお願いをいたします。

### 日程第3 議決事項

議案第34号 邑南町教育委員会の権限に属する事務の点検評価について

高瀬学校教育課長：

資料を基に説明

8月4日の第7回の教育委員会を経まして、委員の皆様方からいただいた意見につきましては、赤字で修正をしております。8月11日に第3者委員会を開催しており、そこでいただいたいろいろな意見等につきましては、青字の方で修正しております。委員の皆様からいただいた意見につきましては、12ページの方から13ページ、14ページと記載しています。その前段のところでも、教育委員会所見のところ、赤字、青字のところがございますが、これにつきましては委員の皆様からいただいたところについては赤字で、青字は第3者委員皆さんところで、教育委員会の所見の方それぞれ載せているところがございます。第3者委員会の皆様からの意見骨子のところで、12ページのところですが、それぞれ委員の皆様から様々な意見をいただきまして、最初のところで前段の教育委員会の所見のところ、(2)学校の魅力化について意見をいただいております、これにつきましては、300人委員会、1000人委員会のことについての評価、結果がどこにあるとか、今後どうしていくかということについて記載が欲しいということがございました。それから、親学ファシリテーターのことについてと、ユニバーサルデザインのすることについてそれぞれご意見をいただいたところがございます。点検評価の

ところについてですが、安心・安全・信頼の学校・学級づくりのところで、教師力の向上のことについてのご意見をいただいているところがございます。それから次のところでは、2) でALTのことについてご意見をいただいております。併せてICTの活用のことについてもご意見をいただいているところがございます。それからコロナの3月の長期休業中のところでのケーブルテレビを使った授業等ございましたが、そのことについてもご意見をいただいているところがございます。それから3) のところでSSWのことについてのもう少し明記をして欲しいとのご意見をいただいているところがございます。それから4) で日貫小学校のことについての通学のことについて、ご意見をいただいているところがございます。それから5) で日貫の小規模特認校のことについて、他の学校でも増えるかどうかというご意見をいただいております。それから6) 安全・安心な教育環境づくりのところで、通学路のことについてご意見をいただいております。それから14 ページの方について社会教育の方になりますが、邑南町が推進する人材育成のマップということで、地域学校についての情報の共有の仕方についてご意見をいただいているところがございます。その次東京パラリンピックの関係について合宿誘致のことに今後のところでご意見をいただいております。それから、学び合いによる豊かな地域づくりについても夢づくりプランについてご意見をいただいております。それから地域文化の創造のところについてふるさとの歴史・文化に関する学習の推進についてもそれぞれご意見をいただいているところがございます。このご意見をもちまして、これまでの学校教育課の方ですが、ご意見をいただいた中で、300人委員会、1000人委員会のことについてですね、今まで第6回、第7回のところでも学校魅力化のところでご意見をいただいておりますが、このことについて、第3者委員会の方からの評価を載せて欲しいということがございましたので、点検評価の9のところ、青書きの方で300人委員会、1000人委員会のことについて総合の評価と課題と実施内容の方を追記させてもらっておりますので、ここの取り扱いについてご意見をいただければと思っております。学校教育課の方については以上でございます。

土居教育長：

生涯学習課お願いします。

大橋生涯学習課長：

資料を基に説明

点検評価の25ページをご覧ください。夢づくりのところで、ご意見をいただきました。今後についてというところで、青字で追記をさせていただきましたので、ご意見をいただければと思います。

土居教育長：

第3者委員会では、意見と質問とが整理されて、委員の皆さん方からの質問や意見については少なかったです。質問をしながら意見に変えられるようなものについては、こちらから事前に評価委員さん方に送らせていただいて、昨日までのところで意見をいただくことにしていましたが、特にございませんでしたのでこのままを第3者委員の意見として掲載させていただきたいというふうに思っております。ただ学校の教育の魅力化について、ある委員さんから、当初の実施計画の中に入ってないんでということではあったんですが、そういう取り組みをしたのであれば、課題とか取り組みについて書くべきだというようなご意見もありましたので、一応最初の案で示したものでいいのかどうか、あるいは意見はそういうものであったけども、教育委員会としてはこういう考えで、今までここで協議をしたままでいいとかについてご判断をいただけたらと思います。また点検・評価の9ページのようにここへ評価を戻してとありますが、これは案として、もし載せるのであればこういう文案でいいだろうかということを示してありますが、評価に加えてもよろしいでしょうか。

教育委員：

はい。

土居教育長：

それでは青字の通り、文案の通りで進めていきます。それから第3者評価委員の皆さん方からの意見について、何かご質問等ございますでしょうか。

森岡委員：

非常に貴重な意見をいただけるので、来年の事業についても当初、11月ぐらいですかね、それまでにこれをもう一度、中で情報の共有をしていただいて、来年の事業をどういうふうに予算を反映をしていくかというのを検討してもらいたいと思います。毎年、7月ぐらいに出る計画ですけど、これも各担当が進めて行くわけですが、皆さんも熟議をして最後までまとめて書くようにしないと、非常にちぐはぐなことになってくるので。この評価は教育委員会の一年間のベースになるので、それに基づいて評価をしていただくので、その部分は大変忙しいと思うんですが、しっかり熟議をして反映して欲しいと思いました。

土居教育長：

よろしいでしょうか。評価についてはこれで議会の方へ報告させていただきます。

議案第35号令和2年度邑南町一般会計補正予算第7号についてお願いします。

高瀬学校教育課長：

資料を基に説明

議案第 35 号令和 2 年度邑南町一般会計補正予算第 7 号（案）について説明させていただきます。最初に学校教育課の方から説明をさせていただきます。7 号補正（案）ということで、まず学校教育課の方の補正の一覧を載せています。まず歳入の方について、学校指導配置費マイナス 14 万 5 千となっておりますが、これにつきましてはまた支出の方で詳細の方をご説明させていただければと思います。歳出の方につきましては、スクールバスの運営費委託料がマイナスの 8 万 9 千円となっておりますが、これは日和地区から矢上小学校に通っておられる児童生徒さんのためにスクールバスの予算を計上しておりましたが、説明の方ありますように、プール開放中止にともなうスクールバス臨時便の減となっております、減額しているところがございます。それから学校給食費につきましては、8 5 万 7 千円増額していますが、これについては、秋以降、学校行事が中止になることによる給食数の増加が見込まれますので、それに対する補助費として 8 5 万 7 千円を追加しているところです。その次の小学校費のところについてですが、小学校総務費につきましては、太陽光発電による売電の電力メーターの取り換え等の工事がありますので、これについては 1 0 万 6 千円計上しているところがございます。それ以下小学校管理費の口羽・阿須那・高原・瑞穂・市木・矢上・日貫・石見東につきましては、新型コロナウイルス等で、様々な行事等々、出張等々関連する減額があれば計上するようにと財務課の指示がございましたので、まず小学校 8 校のそれぞれのところで見直しをし、それぞれ減額しています。次ページになりますが、先ほど歳入の方でございました日本語指導配置費のことについてです。まず、報酬の方について、報酬の時間数の増加に伴い 2 万 6 千円追加しています。それから、旅費の方の通勤手当についてですが、これについては、当初予定していました通勤距離が当初よりは短くなりましたので、それに伴いましてマイナスの 2 4 万しております。これに対しまして、先ほどの収入分不用額、マイナスの 1 4 万 5 千円の歳入の方を減額しているところです。中学校費の方につきましては、これも同じく新型コロナウイルス感染防止による減額ということで、羽須美中・瑞穂中・石見中それぞれ減額しているところです。それから教育振興費のところについて、学校司書の通勤手当が、人が変わったことによりまして、通勤距離が伸びておりますので、それに対して 1 0 万円増額しているところがございます。それから学校建設費の方につきましては、石見中学校の建設事業費として、それぞれ報償費、旅費、需用費、委託費、使用料及び賃借料でそれぞれ計上しているところがございます。今回の補正を持ちまして、この補正予算成立後に石見中学校の基本設計業務等に着手することで、それぞれ補正を組んでいるところです。それ以降については、次の議案で説明をします。

土居教育長：

生涯学習課についてお願いします。

大橋生涯学習課長：

資料を基に説明

議案第35号生涯学習課資料でございます。まず歳入の部分につきまして、東京オリパラの補助金について307万1千円の減額をさせていただきました。これについては後ほど歳出の方でご説明申し上げます。社会教育の方で、補助金の増額がありましたので、5万円増額をさせていただきました。続いて歳出でございます。まず、新型コロナウイルス対策費ということで、臨時交付金の部分をあげさせていただきます。まず一つが社会教育総務費178万4千円です。これは長期化する新型コロナウイルスの感染症予防のため、各公民館含めて消毒液であったり、シールドなどを購入させていただくためのものです。続きまして公民館費です。これは、公民館のトイレの洋式化というところで、各公民館調査をし、館長とも協議をした結果、以下のものをあげさせていただきます。文化財保護費です。これはイベント等々が中止状況になって文化が、継承というのが今止まっているような状況です。そういったところにも手をかけていくということで、集まることはできなくても、有益とされています SNS、あるいは YouTube 等々を使ってライブ配信を行ってみようというところで、機材の設置を検討しています。これを行うと少なくとも YouTube にはライブ配信が可能になっていくというところで、環境整備に努めてまいりたいと思います。以下については、通常の補正になります。まずは図書館費、視聴覚の空調が動かなくなったということで、空調の整備をいたします。それと文化財の保護費、1件目のハンザケ自然館運営費ですけど、これは6月補正の時にもご説明申し上げましたけど、本来であれば、会計年度職員、つまり報酬のところでは給料を組んでおかないといけなかったのが給料の方に組んでおりましたのでそれを6月に動かしております。発掘調査費、これは予算等は変わりありません。組み換えになります。いよいよこれも後でご報告をいたしますけど、20世紀に向けた最初の報告書の作成ということでいろんなソフトが必要であるということで、今の予算の範囲以内での組み換えをさせていただくものでございます。次のページをご覧くださいと思います。まず町体育協会の補助金です。これは毎年やっております NEC のレッドロケッツの合宿ですけど、今回は中止になりましたので、その必要経費の部分について60万を減額をさせていただきます。先ほど歳入の方で、300万強減額をさせていただきました部分がここに当たります。東京オリパラ関係、合宿であったり、聖火リレーであったり、あるいは国際交流員が今の状況ですので、飛行機が飛んでいる間に帰国をするというようなところで、約900万の減額をさせていただきます。以上です。

土居教育長：

学校教育課、生涯学習課の補正予算案について説明がありましたが、これについて質問がございますでしょうか。

森岡委員：

学校教育課の方なのですが、日本語指導員の配置費のところで減額になってますが、24万円、当初よりは近くで指導者が見つかったってということですか。

高瀬学校教育課長：

当初予定していた方から最終的に近くの市木在住の方で日本語指導をやってもらうということで、当初の想定しておった通勤距離よりもかなり近くなりましたので減額の方させてもらっています。

土居教育長：

ほかにご質問はございませんか。

服部委員：

文化財保護の方でYouTubeの発信の方は始まっているんですか。

大橋生涯学習課長：

そのYouTubeの発信をするための補正になりますので、補正が通ればですね機材等購入させていただき、準備に入りたいと思います。

森岡委員：

いまの関連で、このようなことをやるのは非常にいいことなんですけど、限られた人数で、たとえば神楽なんかやった時があるんでしょうけど、みんながカメラ回したりしなくちゃいけないんですかね。そういうのは、教育委員会の職員が対応するのかどうか。

大橋生涯学習課長

はい。始めはケーブル委託をお願いするところも考えさせていただきました。

そうしますと莫大な費用が掛かるということもあって、ライブ配信ですので基本的には流しっぱなし、編集等の作業が発生いたしませんので、なんとか今の3人体制でいけるのではないかというような判断をいたしたところであります。

森岡委員：

今の件ですが、折角いいことをされるので、しっかり流していただいて、神楽に限らず、いろんな映像になるものは民俗芸能などもあると思うし、いろんなことがあるんのしっかりやってもらったと。と言いますのも、なかなかこの前の評

議であったですけど、町のいろんな公民館の活動なんかがあって、町のホームページですか、できない、できないということで、やっておられたのであとからこんなことするとなってくると大変だなあと思ったんで、折角やれるんなら、予算がつくでしょうからしっかりやってもらえたらなど。来年の点検評価で、できませんでしたということがないように。

服部委員：

高知県の子ども達がよく踊ったのがものすごい再生回数があったですよ。YouTube はやり方によってはすごいなあと。その反面は注意してもらいたい。

土居教育長：

ほかご質問ございませんでしょうか。それでは、議案第 35 号令和 2 年度邑南町一般会計補正予算第 7 号（案）についてはご承認いただけますでしょうか。

教育委員：

了

土居教育長：

議案第 36 号令和 2 年度要保護及び準要保護児童生徒就学援助の追加認定についてお願いします。

高瀬学校教育課長：

資料を基に説明

続きまして議案第 36 号令和 2 年度要保護及び準要保護児童生徒就学援助の追加認定です。

詳細については個人情報により省略

土居教育長：

1 名について就学援助の追加認定がでております。これについてご質問ございますでしょうか。

議案第 36 号についてご承認いただけますでしょうか。

教育委員：

了

土居教育長：

議案第 37 号教育支援委員会の答申について

高瀬学校教育課長：

続きまして議案第 37 号教育支援委員会の答申についてでございます。この席に担当の方の職員の出席をお願いさせていただきたいのですがよろしいでしょうか。

教育委員：

はい。

土居教育長：

それでは説明をお願いします。

南原調整監：

資料を基に説明

令和 2 年度の邑南町教育支援委員会第 1 回判定会議の教育支援委員会の答申が出ましたのでご報告をさせていただきます。今回ご存じの通り 10 名のうち 1 名は 8 月 4 日の教育委員会の方ですすでに話をさせていただきましたので残りの 9 名の方のご説明をさせていただきます。大変書類も多いですので、内容は割愛させていただきますながらご説明をさせていただきます。

以下、個人情報により省略

土居教育長：

今説明がありましたが、これについてそれぞれご質問があればお願いいたします。最後の児童については病弱学級を新設する予算を今度の 9 月補正にあげております。ご質問ございませんか。それでは、審査結果に基づいて保護者と面談をしてもらうということによろしいでしょうか。

教育委員：

了

(休憩)

(～10:50)

(～10:57)再開

土居教育長：

議案第 38 号邑南町立石見中学校改築工事に伴う基本設計業務について



高瀬学校教育課長：

資料を基に説明

議案第 38 号の邑南町立石見中学校改築工事に伴う基本設計業務についてでございます。今回の設計に当たっての目的・概要の方の一枚紙、裏表ですが付けさせてもらってるところでございます。今回石見中学校の校舎・体育館につきましては委員の皆さんご存じのように築 50 年が経過をしております、老朽化等によってこれまでも様々な修繕箇所が修繕等もしておりますが、年々修繕箇所も増えております。また学習指導要領や社会情勢の変化に対応した学校施設等の機能の充実が困難な状況になっているところでございます。今年のところで石見中学校の改築検討委員会を設置して、学校施設の在りよう等についてのアンケート、ワークショップを開催し、検討を重ねてもらった結果、石見中学校の校舎改築基本構想・基本設計等を策定させてもらっているところでございます。この中学校の改築の目的につきましては、今回プロポーザル方式という形で考えてるところです。主だったもので言いますと、プロポーザルとコンペ方式というのがございまして、コンペ方式といいますのは、具体的な設計の案を示していただくものがあります。プロポーザルにつきましては、技術的にこういったものはどうですかというような青写真のようなものを示さしてもらって、それからその中から選んでいくということで、コンペ方式は設計案を選ぶということになります。プロポーザルについては、設計者を選ぶというふうな方式になります。それぞれメリットデメリットございますが、コンペ方式になりますと、デメリット部分でいいますとどうしても設計案を採択しますので、そこに至るまでの技術的なものを発注者側がそれぞれ求めたり、設計、設定をする人がございますので、かなり負担等々ございますが、プロポーザル方式になりますと、設計者を選びますので、設計者の方といろいろと協議しながら、進めていくということもあまして、あと期間的なこともございます。これらを考慮すると、このプロポーザル方式の方が適切ではないかということで現在考えておるところでございます。プロポーザル方式で進めさせてもらいますと、すでに策定されております基本構想、基本計画等々設計者の方に見ていただきながら、またあとこちらの方に書いてございまして、公開ヒアリング等地域の方にも入ってもらったり、学校の先生にも入ってもらったりしながら公開ヒアリング等々をおこないながら最終的には石見中学校の建築等々ができるものではないかと思っておるところでございます。裏面の方にプロポーザルのスケジュールということで掲載させてもらっております。これはあくまでも案でございますが、募集要領の公開をしまして、現地見学等の申込受付、参加登録、現地見学会、質問受付しまして、質問回答で、対象としては全国の業者となろうと思っておりますので、その中から第 1 次審査の方で選ばせていただいて、その後の 2 次の方にすすみまして、2 次の方で公開ヒアリング等行いながら最終的には設計業者の方を策定する予定で詰めを取っております。

土居教育長：

石見中学校の改築について、基本設計についてはプロポーザル方式で、設計業者を選択するという形をとりたいということの説明でした。結局、基本構想や基本計画は作ってありますが、やっぱり主だったもので自由度があるプロポーザル方式を選択したいということです。基本的には今8月までのところで石見中学校の耐力度調査を行いました。これは文科省の補助金がもらえるかどうかという基準になるかどうかということで、耐力度調査の結果補助金がもらえる様な点数だったということが結果が報告をされましたので、そういうことも含めながら今後9月議会が終わって補正予算案が確定したところから、この基本設計等の業務に移っていききたいというのが事務局の案です。これについて何かご質問ございませんでしょうか。

森岡委員：

プロポーザルで業者に周知する場合は、ホームページでやられるんですかそれともこちらから何かする。

高瀬学校教育課長：

この件については全国が対象になりますのでホームページだったりとか、ということがメインになるかもしれませんが、できるだけ広く参加してもらおうということで見てもらえるような媒体等で進めさせてもらおうとは思っております。

森岡委員：

設計の工期は3月31日か

高瀬学校教育課長：

プロポーザル方式で設計業者の方を決めたのち、基本設計の方に入りますが、基本設計のところにつきましては、今年度3月31日までのところで、設計の方については、令和3年の6月末までのところを予定しています。予算につきましては令和2年の9月補正ですので一部債務負担をし、繰り越しせずに債務負担の方を設定してもらい、令和3年の6月で基本設計の方は終了する予定にしております。この後に建築本設計の方に入りますので、工期的には令和4年から約2年間かけて令和6年の3月末までのところでこの中学校の校舎体育館等改築工事の方を終了する予定です。

土居教育長：

他質問ございませんか。それでは議案第38号邑南町立石見中学校改築工事に伴う基本設計業務についてはご承認いただけますでしょうか。

教育委員：

了

土居教育長：

議案第 39 号財産の取得 GIGA スクール端末の整備について

高瀬学校教育課長：

資料を基に説明

議案第 39 号財産の取得 GIGA スクール端末についてでございます。仕様書の方をつけさせてもらっております。当初町内の小中学校、一括で発注する予定にしておりましたが、指名審査会のところで、できれば広く業者方にも参入してもらえばということで、今回中学校は 1 本、小学校については東西に分けて、そちらへ対象の学校の名前を記載させてもらっておりますが、全体で三つほどそれぞれ財産の取得という形で仕様書を作っております。基本的には小学校、6 月の補正予算のときに説明しておりましたが、基本的には小学校 1 年から中学校 2 年生までは同じ端末を今考えております。中学校 3 年生につきましては、その後の高校からのパソコン等々の使用等も考えまして、中学校 3 年生だけは少し違った機種の方を予定させてもらっているところでございます。

土居教育長：

当初一括で入札ということで進めておりましたが、指名審査会の方で広く業者が参入出来る様な形にという意見がありました。それに基づいて、三つに分けての入札ということで改めましたのでこういう形でということで説明をしました。これについて何かご質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。では、議案第 39 号財産の取得についてはご承認いただけますでしょうか。

教育委員：

了

土居教育長：

議案第 40 号新型コロナウイルス感染症拡大に伴う臨時休業等の実施についてです。これまでの臨時休業を行う措置について文科省の感染の状況についてレベル 1 から 2、3 というような考え方、それに基づいて学校の新しい生活様式という方針が示されました。これまでの邑南町の考え方は、そうしたレベルに基づいたものでないということで、文科省の示されたレベルに基づいた臨時休業の措置についてこういうふうに改定をしたいということで案を示しました。これはほぼ県の考え方と同じような考え方にしております。基本方針のところですが、一番目の○は、文科省のマニュアルに基づくということ。臨時休業の実施は、必要

に応じ町長とも相談し教育委員会において決定をするという、相談をしながら教育委員会が判断決定をするということ。それから感染レベルの1から3についての判断は教育委員会だけではなかなか難しいということで、保健課であるとか本部会議であるとか町長とも協議をしながらどの状況にあるのかという判断は教育委員会だけではしませんという、そういう方針です。レベル1とレベル2、3について臨時休業の考えかたを分けて書いております。今の状況でいうと邑南町はレベル1の状況と考えられます。要するに地域で感染が拡大しているとはいえない状況、感染者もいません、濃厚接触者もいませんのでそういう状況だというふうなことで、もし児童生徒、教職員の感染が確認された場合、その感染が確認された学校のみを臨時休業とします。児童生徒や教職員が濃厚接触者に特定された場合は当該者、児童生徒や教職員を出席停止や自宅待機、特別休暇になるわけですが、そういう対応をする。感染者がいない学校の場合は休業をしないという考え方です。感染判明後の最初の登校日から濃厚接触者が特定されるまでの間、臨時休業の期間をそういうふうな期間とするということで、この根拠は文科省のガイドラインがそのようになっていますので、ガイドラインに従っています。下のところについては発熱等風邪症状のある児童生徒や教職員への対応ということで、これは県の分については示されていませんが、疑わしいという部分もあります。実態として、どうしましょうかというような問い合わせも教育委員会の方にも来ておりますので、症状が完治するまで登校は控え、出席停止や特別休暇とする。これは文科省の方も表ではなくて、ガイドラインの中で示されています。インフルエンザの場合は熱が下がってから〇日というふうに書いてありますが、3日経過するまでは登校しないという決まりがありますのでそれに従えばいいと思っております。レベル2、あるいはレベル3についてはなかなか地域の状況がどういう状況なのかというところがかみにくいので具体には示していませんが、児童生徒や教職員の生活圏における感染が拡大したり、感染経路の不明な感染者が増えたりしている状況又は児童生徒や教職員の感染者が複数校で発生している場合については、単一校、または中学校区または町内全ての学校を臨時休業とするというふうに、非常に曖昧にしております。それは状況の判断によって考えていこうという方針を示しているものです。県立高校とも感染状況等を、共有をしてできるだけ県立高校とも同じような措置を探っていくようにしたいと思っております。というのが高校生は休んでいるのに義務小学校や中学校については出校しているというのが兄弟関係の中であれば、それはなかなか地域の方にも保護者にも納得ができないところもあるので、できる限り歩み寄りながら措置を考えていきたいと思っております。そういう休校措置をする場合でも文科省のガイドラインでは、分散登校あるいはその他オンラインが使えるば、使えるような状況であれば、そういうものを使いながら学習が遅れないようにするようということがありますので、そういうことをしております。レベル2や3の場合は、本人が風邪症状でなくても家族が風邪症状になった場合も自宅待機であったり

出席の停止をお願いするということができるようにガイドライン、文科省のガイドラインに書いてありますので、そういうこともお願いをしていかないといけない状況になったら、お願いをしていきたいと思っております。それで基本的に感染者並びに濃厚接触者は邑智郡の場合は、具体的に保健所から名前を挙げてくれないので、学校も保護者から報告がない限りはわからないのが本当の実態です。これを受けて、保護者の方にそういった感染者あるいは濃厚接触者に特定された場合は学校の方に相談してもらったり、報告をお願いしたいということをあらかじめ文書で示していきたいと思っております。島根県の私立高校で部活、行政が感染者になったということで、非常に誹謗中傷あるいは差別が広がっているように聞いております。法務省に法務局に人権侵害の届を県が出したというような情報もニュースで流れております。そういったことで保護者もなかなか報告をしてくださいとか相談をしてくださいといっても、報告すると差別を受けるのではないかとかいうようなことも考えられますので、学校においても特に教職員あるいは子どもの指導の中で、そうした差別が起こらないような取り組みも併せてやっていく必要があるのではないかと考えております。この前の人権同和教育の研修会の時にやっぱりインフルエンザだったらみんな罹っても休め休めとみんなが心配してくれるんだけど、コロナだけは別で、本当に忌み嫌うような感じになっており、邑南町がそういう町であっていいことはないわけで、やっぱり安心してなんかコロナに感染できるような町にしていかなきゃいけないんだってということで、少しずつ教育委員会でも公民館主事にこういうプログラムでそういう宣言ならなくても協議をして、話し合いをしながらそういう町にしていこうというようなことを少しずつ地域の皆さん方に広げていこうということで、昨日教育委員会の職員研修をしております。

大橋生涯学習課長：

教育長さんが言われましたが、ワークを二つほどやりました。一つは自分がもし感染者になった場合、周りから言ってもらいたくない、してもらいたくないものは何ですかという一つのワークともう一つはその反対です。やって欲しいこと助けてもらいたいことをまず個人ワークでそれぞれあげました。それを基にグループといっても隣同士ですけど、二人でお互いの思いを交流をさせていただいて、それを基に宣言書もどきのものを実際に作ってみようじゃないかということで、最後はここに私たちがこういうことを宣言いたしますという文言で綴じていただいたものを作りました。昨日教育委員会の職員の研修も兼ねてやりましたので、約 10 グループぐらいあったと思います。宣言書も 10 枚今あがってますので、それを基に教育委員会の職員のメッセージとしての宣言書を一枚作成をして、できれば教育委員会の事務局の前の方に貼らせていただきたいなあとということで今準備を進めさせていただいております。公民館についても同じ手法でやりましてこれは主事さん方でこんどは地域の方に下ろしていただくようにお

願いはさせていただいています。

土居教育長：

そうした取り組みを少しずつ学校の教職員であったり、子ども達にもそうした取り組みをし、感染者がでてでもここ邑南町を離れて暮らさんでもいい様な、そういう町にしていきたいと思います。今朝のNHKのニュースでも文科省がそういう偏見差別、誹謗中傷をなくすために教職員や子ども達へのメッセージを出すというようなこともニュースで聞いておりますので、邑南町でもそういうことも合わせて取り組んでいかないと感染者にならない方がいいのはいいわけですが、なっても安心だって言えるような取り組みも合わせてやっていかないと、報告してくださいと言っても、なかなか嫌な気持ちになるんじゃないかなと思いますので、そうしたことも取り組んでいきたいと思っております。この臨時休業の実施についての方向性について何かご質問ございますでしょうか。

森岡委員：

この前は設置者が決定するとなっていましたよね。それはそうじゃなくて、今回は設置者と相談しながら教育委員会で決めていく。教育委員会が決める場合には、またこういう事態が生じた場合には教育委員会は招集されて、その場で協議をして決定する。

土居教育長：

そうです。期間も、レベル1の場合は大体決まっていますが、レベル2から3になった時はいつまで休業にするのかというようなことも合わせて協議をしないといけないのではないかと思います。

森岡委員：

レベル2のところなんですけど、臨時休業の期間ということで首長部局や関係部局などと協議の上決定するんですけど、協議はしたうえで決定はあくまで教育委員会がするということですか。

土居教育長：

はい。

服部委員：

例えば東小学校で感染者が出て、東小学校は休業、けどその兄弟は、その時点でも濃厚接触者ということになるんで、そうしたら中学生のお兄ちゃんたちは学校へ行かない。そういう感じなんですかね。

土居教育長：

ですよね。お兄ちゃんが、濃厚接触者になったから即、中学校も休業しましょうという事にはならない。濃厚接触者だけ、特定されただけでは。本当はここに家族が感染者になった時に、当然ながら濃厚接触者になりますよね。同居してる。その時には一時的に臨時休業にするというのを前はやっていました。それはちょっと負担が大きいんじゃないかな。今でさえそういう偏見差別がある中で、濃厚接触者になっただけで臨時休業されると、なんでえとかいうような負担感がものすごくでてくると周りの者がわあわあいうんじゃないかなというのもあって、家族が感染者になっても濃厚接触者だけで臨時休業するのはやめた方がええなというので除外したんです。それは文科省もそのようになっているんです。

服部委員：

もう一つ、臨時休業になった場合には、校舎内を消毒するなどしてって書いてあって、この消毒は誰がするんですか。

土居教育長：

これは、教職員と教育委員会でやります。

服部委員：

教職員は濃厚接触者ですよね。

土居教育長：

教職員が感染者になった場合はなかなか難しいです。でも現実的に、保健所が消毒してくれるということはあるえないということで、助言はするけどもその学校の先生と、役場の職員特に教育委員会の職員がやることになります。ノロがあっても教職員でやってるから。

井上委員：

これは結局申告がないとわからないですよ。それは学校から保護者にお願いする形になってると思うんですけど、どの段階からの報告っていうのはお願いされるんですか。もう感染が出て、出た時点での報告に。

土居教育長：

濃厚接触者に、今までの例でいうと濃厚接触者になったとか、家族が症状が出た場合で、ひょっとしたら新型コロナかもしれないというような状況は今まで何例かあって、学校へ相談があがってます。家族がひょっとしたらというような状況でも報告をあげてもらった方が良いのではないかな。

井上委員：

例えば子どもが、PCR 検査を受けまして話になったら、報告すべきなんですか。

土居教育長：

そうですね。濃厚接触者でないと。

井上委員：

コロナの疑いがどの段階であるかわからなくても、今その病院では念のためにやりましようかってところもあるんで。たとえばこく咳が止まらないとか、喘息で咳が止まらない。年のために PCR 検査を受けましようかって話になった時には、報告っていうのは。どういう感じになるのかなと思って。

土居教育長：

PCR 検査を受けるというようなことになったら、相談してください。当然ながら休まないといけないので。島根県知事は、そういう人も含めて PCR 検査を受ける様な整備をしてるので、PCR 検査を受けた人イコール感染者とか濃厚接触者だというふうな判断はしないでください。ということは言っておられます。だから PCR 検査を受けたイコールではなくて、その結果に基づいて判断をしていく必要はあると。だからあんまり大騒ぎをせずにはまずは学校に相談してくださいとお願いをする必要があるかと。

高倉委員：

同じ島根県もですけど、この間高校でクラスター発生ということで、大変なことになって SNS にあがったりというようなことも聞きます。出雲の方では、小学校のほうで差別とか偏見をなくすような授業を実際に取り組んどられることを今週聞いているんですけど、邑南町なんかはまだそういった感染者が入っていない状態だと、入った時にはどこの誰っていうのはどうしても伝わりますし、そういったことへの皆さんの気持ってのはとても大きいんじゃないかなと思ひまして、やはり徐々に指導じゃなくて、各学校でもやっぱり子ども達にそういった人権保障とか差別とか偏見をなくすようなという授業を是非早めに取り入れていただいて教育委員会の職員さん早速研修して大人ももちろんそういった意識を持たなくちゃいけませんけどやっぱり子どもを通して保護者がそういう取り組みをしとられるんだ、そういうふうを考えなくちゃいけないんだっていうことを学ぶ人が多いと思うんで、ぜひ学校でまだ感染者が出ないときにしっかりそういった授業を取り入れて欲しいなと思ひました。

土居教育長：



これは4月の時点で教育委員会として資料を作ったという授業を、この案で授業をしてくださいというものを作って、すでに学校で取り組んでもらっていると思います。

服部委員：

森岡委員さんが言われた臨時休業実施は、この教育委員会か。

土居教育長：

そうです。

服部委員：

例えば感染がでて、これを招集している間に学校は当然感染者が出たという時点で、もうすでに休業にしなきゃいけないですよ。

土居教育長：

それは事後であってもこういうふうにしましたよというのは、専決でやる場合もあると思いますけども、PCR検査を受けて報告があがってきたり、相談があがってきたりして結果が伝えられるとは思いますが、深夜になったりする場合もあるので、間に合わない場合もあると思います。たぶんレベル2とかレベル3になった時に判断というのが1よりは難しいと思います。そこら辺の協議はしていないといけないと思います。2ページ目に付けてあるのが文科省が示した新しい生活様式を踏まえた学校の行動基準というところで、レベル1とかレベル2とかレベル3がどういう状況なのかというところが文科省のものを資料を載せてあります。また後でご覧いただけたらと思います。それではこの感染症拡大に伴う臨時休業については、この方針でよろしいでしょうか。

教育委員：

了

土居教育長：

次回の教育委員会日程について

9月29日（火）9時30分から 元気館 健康指導室

日程第6 閉会宣言

以上で、第8回目を終了します。

(～11:47)